

第 17 回

岩手中部水道企業団議会定例会

会 議 録

令和 2 年 2 月 17 日 開 会

令和 2 年 2 月 17 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

第17回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 令和2年2月17日 (月曜日) 午後3時45分

2 閉会 令和2年2月17日 (月曜日) 午後5時06分

3 議事日程

日時 令和2年2月17日 (月曜日) 午後3時45分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告並びに施政方針

第4 現金出納検査、定期監査及び行政監査の報告

第5 一般質問

第6 議案第1号 岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第2号 令和2年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

第8 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について

第9 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員 (12名)

1 番	横 田	忍 君	2 番	若 柳	良 明 君
3 番	菊 池	勝 君	4 番	平 野	明 紀 君
5 番	櫻 井	肇 君	6 番	本 舘	憲 一 君
7 番	藤 原	伸 君	8 番	佐 藤	恵 子 君
9 番	浅 沼	有 朋 君	10 番	及 川	ひとみ 君
11 番	熊 谷	浩 紀 君	12 番	武 田	勝 君

6 欠席議員 (なし)

7 会議録署名議員

11 番	熊 谷	浩 紀 君	1 番	横 田	忍 君
------	-----	-------	-----	-----	-----

8 説明のため出席した者

企 業 長	高 橋 敏 彦 君
副 企 業 長	上 田 東 一 君
〃	熊 谷 泉 君
〃	及 川 義 明 君
監 査 委 員	高 橋 守 君
〃	萬 久 也 君
局 長	佐 藤 三千代 君
技 監	小田島 敏 之 君
総 務 課 長	木 村 仁 君
経 営 企 画 課 長	久保田 幸 喜 君
給 配 水 課 長	小 原 良 朋 君
工 務 課 長	八重樫 和 博 君
浄 水 課 長	及 川 賀 生 君
経 営 企 画 課 長 補 佐	照 井 秋 彦 君
経 営 企 画 課 経 営 企 画 係 長	伊 藤 剛 志 君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長	齋 藤 賢 也 君
花巻市市民生活部長	布 臺 一 郎 君
紫波町建設部長	柳 澤 徹 君

10 職務のため議場に参加した職員

書 記 (総務課長補佐)	平 賀 聡 樹 君
書 記 (総務課総務係長)	菅 原 健 志 君

午後 3時45分 開会

○議長（武田 勝君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第17回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

午後 3時45分 開議

○議長（武田 勝君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

11番熊谷浩紀議員、1番横田忍議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（武田 勝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 業務報告並びに施政方針

○議長（武田 勝君） 日程第3、業務報告並びに施政方針について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第17回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、令和元年度の業務報告並びに令和2年度の施政方針を申し上げます。

初めに、業務報告を申し上げます。

本年度も残すところ1か月余りとなりましたが、当企業団で実施している施設適正化事業や施設更新事業につきましては、構成市町及び議員各位の御理解と御協力により順調に進捗している状況であります。

まず、岩手中部水道企業団水道ビジョンの中間見直しについてであります。この中間見直しは、水道ビジョン策定から5年を経過する令和2年度末の完成に向けて見直しを実施しているところであります。これまで企業団内での検討委員会を7回開催し、前期5年の実績による成果の検証、新規事業を含めた後期5年の事業内容の確認等を行ったところであり、今後は見直し後の水道ビジョンの素案について検討を進め、構成市町等に説明をしていきたいと考えております。

次に、危機管理センターの整備設計業務についてであります。今週2月21日に業務委託の入札を行う予定としており、設計業務につきましては基本設計と実施設計を一体的に実施することとし、経費の抑制と建設工事の着工時期を前倒しできるものと考えております。また、危機管理センター整備基本計画において、設計段階において整備費縮減の可能性を模索していくとしていることから、整備費縮減に対する提案書の提出を入札参加の条件とし、提案内容について業務計画書に反映させることとしております。

次に、東和事業所の廃止について申し上げます。

今般、企業団の進めてまいりました広域統合及び効率化の取組の効果により、東和地区内の運転管理が必要な浄水場の数が統合時の6か所から、令和2年度には2か所に縮減する予定であり、水道施設管理業務の一層の効率化が見込まれることと、平成30年度から東和地区内水道施設の監視設備については北上川浄水場に移設され、24時間の監視体制が整備されていることから、令和2年度に施設管理業務を外部委託し、東和事業所を廃止することで準備を進めております。

東和事業所廃止につきましては、企業団の議員各位並びに東和地区出身の花巻市議会議員、東和地区の行政区長及びコミュニティ会議の代表へ説明申し上げ、了承いただいたところでありますが、さらに事業所廃止について円滑な移行を図るべく、廃止後の連絡先等についてチラシなどによる全戸配付や地域の有線放送を活用した地域住民への十分な周知と、水道事故等に迅速に対応できる体制の構築に努めてまいります。

次に、令和2年度の施政方針を申し上げます。

水道ビジョン策定から5年目を迎える令和2年度は、水道ビジョンの中間見直しを行うとともに、引き続き水道ビジョンに掲げる実施施策の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。さらに、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した事業の実施や効果的な資金運用に努めるなど、引き続き経営基盤の強化を図ってまいります。

主な事務事業といたしましては、水道施設の維持管理のため、各主要浄水場の運転管理業務

委託や高円万寺浄水場緩速ろ過池ろ材更生工事などの保守修繕工事等を実施するほか、継続事業といたしまして花巻市太田地区ほかの旧簡易水道切替整備事業、そしてさらなる有収率向上のための漏水調査及び漏水箇所の早期修繕等を実施してまいります。

次に、主な建設改良事業であります。新設管の布設工事として山の神諏訪線配水管布設工事や大槻地内配水管布設工事など、委託業務として危機管理センター整備設計業務委託などに取り組んでまいります。また、水道水の安定供給に向けた事業として、高円万寺浄水場施設再編事業、水質等に課題のある水源を廃止するための事業として、引き続き長岡地区施設再編事業などの事業を進めてまいります。さらに、岩手中部浄水場無停電電源装置更新工事など各施設の更新工事を実施するほか、配水管の更新につきましては3市町合わせて15か所、延長約13キロメートルの施工を計画しており、経年管の更新を進めてまいります。

終わりに、北上市議会議員の任期が本年3月末をもって満了となり、現在の議員構成での企業団議会定例会は本日が最後となりました。企業団議会議員として在任中、企業団の運営に特段の御理解と御協力を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

議員の皆様方には、どうか健康管理に十分御留意いただき、水道事業の向上、発展のためますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、令和元年度の業務報告並びに令和2年度の施政方針といたします。

○議長（武田 勝君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（挙手する者なし）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 現金出納検査、定期監査及び行政監査の報告

○議長（武田 勝君） 日程第4、現金出納検査、定期監査及び行政監査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課総務係長）（菅原健志君） 現金出納検査、定期監査及び行政監査の報告をいたします。

初めに、現金出納検査について報告いたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計令和元年9月分から令和元年12月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はお

おおむね適正に行われていると認められた。

次に、定期監査について報告いたします。

令和元年度定期監査結果報告書。

監査の結果。事務事業の執行状況はおおむね良好と認められた。

なお、事務処理において改善を要する事項については、口頭により指摘し改善を求めた。これらの指摘事項については、適切な措置を講じるとともに周知を徹底し、今後の事務処理に万全を期されたい。

次に、行政監査について報告いたします。

令和元年度行政監査結果報告書。

監査の結果。監査の対象とした水道料金等徴収業務委託に関する事務事業の執行状況は良好と認められた。

なお、事務処理において改善を要する事項については、口頭により指摘し改善を求めた。これらの指摘事項については、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。以上であります。

○議長（武田 勝君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第5 一般質問

○議長（武田 勝君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 4年間の任期を終えるに当たりまして、平成28年10月定例会で取り上げ、検討課題となっておりました直結給水の促進について質問いたします。

岩手中部水道企業団標準給水装置工事要綱では、その第12、給水方式で、直結式給水は給水できる建物の階数はおおむね地上3階まで、地下1階まで、また配水管の計画最小動水圧0.20メガパスカルを基に水理計算を行い、給水に支障がないことが確認された場合に限り設置することができるとされ、4階以上の中高層建築物、常時または一時的に多量の水を必要とする学校施設などは貯水槽式給水によることとされています。

一方で、平成28年3月に策定された岩手中部水道企業団水道ビジョンでは、現状分析の水質監視体制において、貯水槽方式の場合は適切な管理を怠ると衛生上の問題が生じることから、安全・安心な水の供給を図るため、直結給水を促進するとしています。もとより貯水槽式方式

は直結給水と比較し、貯水槽の定期的清掃や保守管理が必要、管理が悪いと水質悪化を招く、貯水槽を設置するスペースが必要なことなどがデメリットとして上げられています。直結給水方式は、貯水槽を経由せず、配水管から蛇口まで直結されているためフレッシュな水道水を供給できること、加えて貯水槽が不要であることから貯水槽施設等の設置スペースを他用途に有効活用できること、設備の維持管理に係るお客様の費用負担の軽減が図られること、さらに配水圧力を有効利用することから省エネルギーが図られ環境負荷低減効果が得られることなどメリットがあることから、全国の水道事業者でも中高層建築物への直結増圧給水を認める事業者が年々拡大しています。直結増圧給水は配水管の管材、口径、水圧、周辺の使用水量などによって必要な水圧、水量が確保できなかつたり、流量の急激な変化に伴う配水管への影響も考えられ、慎重な検討が必要であることも事実です。当企業団においては、ビニール管や老朽管の更新が急がれることなど、困難な状況があったと思いますが、統合から6年、管路の更新も進められ、環境も整ってきているのではないかと思います。

そこで伺いますが、平成28年10月定例会の一般質問の際、直結増圧方式について配水管に与える影響を見通し、技術基準を整備するなど必要な要件を研究した上で直結方式の見直しを進めると答弁いただいておりますが、その後の研究の経過はどうなっているのでしょうか。今後、直結給水を推進する考えはないのでしょうか。

2点目は、学校施設における直結給水について考えをお伺いします。

小・中学校の多くで見られる貯水槽を経由する給水方式では、近年の児童数、生徒数の減少による水使用量の減少や土・日に水を使わないことなどにより、貯水槽の中で水が滞留し、おいしい水が蛇口まで届かない状況が生じる可能性が高くなっています。安全でおいしい水を子供たちに飲んでもらうため、大都市を中心に小・中学校の給水方式について貯水槽方式から直結給水方式への切替えを推進する事業者が増加しています。既に実施している事業者では学校の水飲み栓を直結給水化することで、児童・生徒が蛇口から出る水のおいしさを実感できるようになり、おいしい、安心、冷たいなどの感想が出され、学校へ水筒を持参する子供が減少したと報告されています。具体的な実施については各市町教育委員会の考え方もあると思いますので、すぐにやるということにはならないとは思いますが、今後水道事業者として学校施設への直結給水を推進する考えはないのでしょうか。

○議長（武田 勝君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 平野明紀議員の御質問にお答えいたします。

初めに、中高層建築物における直結式給水について申し上げます。

当企業団の標準給水装置工事要綱を平成31年4月1日に改正したところでありますが、給水できる建物の階数をおおむね3階までと改定し、直結給水階数を緩和したところであります。直結増圧方式につきましては、配水管に直結した増圧ポンプ使用による極端な流量変化により濁水の発生が懸念されることから、管網の配水管口径、管の内面状況を考慮した利用要件の基準を整備する必要があると考えているところであり、さらに調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校施設の直結給水の推進について申し上げます。

圏域内の小・中・高等学校への給水件数は合計81件で、うち貯水槽式給水が78件、直結式給水が3件となっております。貯水槽式給水は災害時などに断水が発生した場合でも水を確保でき、学校が災害時の緊急避難場所に指定されているものが多いことから、危機管理の観点からもメリットがあるものと考えております。また、現行の基準でも水压等の条件が合えば直結式給水は可能であります。貯水槽は法定に基づく点検、清掃等の維持管理を義務づけられており、安定した水質で管理されていることから、現状では当企業団として推進するものとは考えていないところでございます。以上であります。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） それでは再質問いたします。

中高層建築物への直結給水についてでありますけれども、昨年からおおむね3階までというようにことで見直したというお話が答弁の中でありました。このことについて、恐らく事業区域のところでも従来から3階まで可能なところはあったかというふうに思いますけれども、今回私が質問の中で取り上げたいといひますか、先ほども質問の中で申し上げました全国的な状況としては、やはり貯水槽は管理が悪いとなかなか水質がよくないということなども現状でありますし、また配水管の水压を利用して、ポンプを使わなくても、あるいは増圧ポンプでも対応できるというところから省エネルギー、地球環境への負荷の低減ということなども考慮した中で、全国ではそうした直結給水をさらに進めるというふうな動きが広がっているというふうに考えておりますけれども、今、企業団としては今後さらに研究を進めるということですが、どのような方向で研究を進めるというふうなことなのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 給配水課長の小原です。

給水サービスの向上と受水槽の管理が不十分な場合、衛生管理に課題が生じる可能性があるということから、衛生問題解消の観点から貯水槽を必要としない直結給水方式を促進する必要

があるということで、国からも指導を受けております。それに基づいて当企業団も唯一県内でやっている盛岡市に足を運んで研究をさせていただいているところでございます。盛岡市の場合は平成27年5月1日から昨年の12月31日までで竣工工事された高層ビルというんですか、共同住宅については12件、今現在工事をしているのが3件だそうです。やはり配水管の状況とか、そういった観点から安易には許可はできない状況からそういった件数になっているようです。企業団としてもそういった状況を踏まえ、平成29年度には管路台帳システムの構築を完成させ、なおかつ水理解析システムも導入いたしまして、有効水頭の変化及び流速の変化をシステムによって把握できる状況になってきておりますが、もう少し直結増圧工事の要綱なども研究しながら、導入についての検討を進めていきたいという考えであります。以上です。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 前向きに検討を進めていくという答弁をいただきましたので、ぜひ盛岡の例にもお話がありましたけれども、直結給水可能な範囲について配水管の口径とか管材、あるいは水圧、周辺の給水対象の戸数など、様々な条件を絞ることによってやられている自治体が多いというふうに伺っておりますので、ぜひさらにそうした検討を進めていただければというふうに思います。

併せまして、もう一点といいますか、このことに関わって直圧給水と増圧給水の基準というふうなところでちょっとお聞きをしたいというふうに思います。企業団の要綱では、配水管の計画最小動水圧0.2メガパスカルということでされていますけれども、中高層建築物への直結給水の普及が進められる中で、直結給水が可能な範囲においては基準を見直して配水管の水圧に応じて5階、あるいは6階程度まで直圧給水を認めている事業体も増えてきているというふうに思います。直結給水は配水管からの動水圧を生かして無駄なエネルギーを使わず給水することによる効果も期待をされているというふうなことでありますが、今後進めるに当たってそうした直圧給水が可能な範囲ということについても見直してはどうかというふうに思います。先ほどお話をしましたほかの例でいきますと、例えば最小動水圧がほかの例でいきますと0.30メガパスカル以上ですと4階程度までとか、0.35メガパスカル以上ですと5階程度までとか、0.40メガパスカル以上だと6階程度までとか、そうしたことで基準を定めているところも結構出てきているようですけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田 勝君） 技監。

○技監（小田島敏之君） ただいまの質問にお答えします。

まず仙台市の例ですと、0.3メガパスカルは5階程度、0.25メガパスカルは4階程度、0.2メ

ガパスカルは3階程度までということで、水理計算によって決定するとされております。

ただ、岩手中部水道企業団では、今のところ0.2メガパスカルということで一律で定めておりまして、この地域は0.3、この地域は0.5というような基準はまだ定めておりませんし、明確な配水エリアというのもまだ決定したわけではございません。また断水時には配水管内の水圧は変化するので、まだ決めかねている状況でございまして、このあたりはまだ検討途中ということでございます。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） かなり研究も進められているというふうなことで受け止めましたけれども、目標年次といいますか、今後のそうした計画のようなものについてはお持ちではないでしょうか。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 来年度を目標にさらに研究等をしていきたいと思っております。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） それでは、学校施設のほうの直結給水についてお伺いをしたいと思っております。

先ほど、今の現状でも直結給水を行うことは可能なのところもあるということでの答弁の中でありましたけれども、実は今、大都市で先ほど進んでいるというふうなことでお話をしましたけれども、例えば東京都、あるいは大阪の八尾市などの例でいきますと、水飲み場の直結給水を進めて、トイレ等のほかの水洗については従来どおり受水槽を経由する併用方式を認める事業体もあるようであります。今、それらは安全でおいしい水道水を供給する意味では検討の価値があるのかな、ただすぐにできるものではないというふうに思いますけれども、例えばおいしい水を子供たちに飲んでもらうというふうな意味では、今後検討などされてはいかがかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 学校施設に関しては、各地区の小学校、中学校、高校は緊急避難場所になっておりまして、それで申請があったものにはこちらでは駄目ですよとは言えないので許可はしますが、基本的にはやはり災害時に受水槽として供給すべきだという考えがありまして、これはそれこそ研究を進めている盛岡市でも同じ考えで、受水槽で全てを賄っているということですので、確かにおいしい水の供給もありますが、どちらかというと災害の観点から見ていただければと思います。以上です。

○議長（武田 勝君） 以上で、4番平野明紀議員の質問を終結いたします。

次に、5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 5番櫻井肇でございます。

岩手中部水道企業団2月定例会に当たりまして、2点について一般質問を行います。

まず、管路の老朽化に伴う更新及び設備の耐震化についてお伺いをいたします。

当企業団におけます管路は2,800キロほどと認識しておりますが、法定耐用年数を超える管路は何%、つまり割合は幾らになっていきますでしょうか。来年度予算書添付の資料を頂いてはありますが、大事なことを考えお聞きをする次第でございます。また、主要管路、浄水場、配水池などの耐震化率はいかほどでしょうか。そして、これらの老朽化、耐震化についての方針、あるいは計画についてお聞かせください。

次に、料金滞納による給水停止についてお聞きをいたします。

格差と貧困と言われる昨今ではありますが、企業団を構成する自治体においても住民の暮らしは同様と思われまいます。生活困窮世帯への給水停止については慎重であるべきと考えるものがありますが、現状と御見解を伺います。以上です。

○議長（武田 勝君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 櫻井肇議員の御質問にお答えいたします。

なお、これから申し上げる各数値につきましては、それぞれ平成30年度末の数値となっております。

初めに、法定耐用年数を超えた管の割合について申し上げます。管の耐用年数は40年で、総管路延長2,827キロメートルのうち、178キロメートルが40年を超えており、その割合は6.3%となっております。

次に、耐震化済みの施設の状況について申し上げます。まず管路の耐震化の状況については、総管路延長2,827キロメートルのうち、耐震管延長は422キロメートルであり、管路耐震化率は14.9%となっております。また、浄水施設の耐震化の状況については、全28浄水施設のうち、耐震対策済みの施設は4施設となっております。なお、浄水施設の耐震化率については浄水施設能力を基に算出し、46.8%となっております。また、配水池の耐震化の状況につきましては、全81か所のうち22か所が耐震基準を満たしております。

次に、今後の耐震化計画について申し上げます。まず管路の耐震化につきましては、老朽度、重要度から優先順位を見定めて整備してまいります。また、浄水施設の耐震化につきましては、平成28年度に策定した耐震化基本計画に沿って進めてきたところでありますが、その後の施設

更新計画との整合性を図る必要があることから、見直しを行い、耐震化を進めてまいります。

次に、生活困窮世帯への給水停止の状況についての御質問にお答えいたします。

まずは企業団での給水停止の件数であります。今年度は1月当たり170から180件の対象世帯に対して100件ほどの給水停止を行っております。実際のところ、このうち生活困窮世帯が何件該当するかなどは企業団としては把握できかねるところではありますが、給水停止前のお客様の相談については、状況にもよりますが、お客様の実情に合わせた支払相談に応じるなどの対応をしております。また、給水停止中の使用者については、給水停止後3営業日以内に再訪問し、安否等の確認を行っているところであります。

なお、給水停止等の際に停止世帯で何らかの異変を発見したときには、料金徴収等業務受託者である第一環境株式会社が各構成市町との間で締結しております地域の高齢者見守りネットワーク事業といった協定の仕組みに基づき、構成市町の福祉担当課に報告をしております。以上であります。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） それでは、再質問をいたします。

まず老朽管の更新についてであります。40年を超えたから使えないとか、そういうものではもちろんないということは十分承知の上であります。この6.3%というのは更新度合いとしてはどう受け止めておられるのか。ちなみに、私が調べたところによりますと、全国平均では17%というふうになってございますが、当企業団ではどのように受け止めておられるのかを伺います。

○議長（武田 勝君） 工務課長。

○工務課長（八重樫和博君） お答えいたします。

法定耐用年数超過管路率6.3%は、先ほど企業長から答弁があったとおりでございますが、傾向として平成26年度の指標値3.3%から3%上昇している状況でございます。これは昭和50年代に整備した配水管が法定耐用年数を迎えてきているものと認識してございます。

一方、他団体と比較しますとパートナーシップを結んでいる盛岡市では14.5%、八戸圏域水道企業団では15.7%となっております。当企業団の6.3%は現段階では比較的低い数字と捉えております。

今後も耐用年数を超えた管路の中で、老朽度、重要度の高いと判断されるところから順に整備を取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 管路の件ですが、ちょっと初歩的な質問で恐縮なんですけど、この機会に恥を承知でお伺いしたいと思いますが、水道事業って長い事業ですよ、40年も50年も前から。この図面なり何なりというのは存在するのでしょうか。

○議長（武田 勝君） 工務課長。

○工務課長（八重樫和博君） 当水道企業団では管路台帳システムでWATERSというシステムがございまして、それで管路延長なり、あとそれから耐用年数を超えた管路延長などを拾えるようなシステムになってございます。以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） それでは、給水停止、これは企業団が多分直接関与しているわけではないと思うのですが、この給水停止が170から180件というふうに言われましたが、この推移、増えているのか減っているのか、その点をまずお伺いいたします、傾向として結構です。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） お答えいたします。

給水停止につきましては、その月々によって実は結構大きく差が出ておりますので、なかなか傾向と言われましても傾向はちょっと今の時点ではつかめない状況であります。

ただ、先ほど答弁でもありましたように、平均をしますと1月当たり給水停止の対象世帯というのが170から180。これは今年度の平均の数字でございます。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 多分これは忘れておったとか、あるいは長期間不在だったというのも結構あるかとは思いますが、この給水停止という判断をするのはどういう状況のときでしょうか。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） お答えいたします。

我々毎月検針で毎月納付書を発行してございまして、毎月の納入期限というのがございます。納入期限を超えまして、一度督促を出します。それでもお支払いいただけない場合には停止をかけるというような方式を取っております。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） それで、多分1回で終わりじゃないと思うんですね。1回会えなかったからとか何とかじゃなくて。何か月ぐらいためれば、給水停止になるんでしょう。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） 停止につきましては、先ほど申し上げたとおり 1 か月ごとに停止をしてございますが、実際のところ一度停止をいたしますと、その 2 日、3 日後にはほとんどの方が納付をいただいております。または納められないということで御相談をいただきまして、分割納付ですとか、あとは例えば、年金生活者の方で納められないという相談があった場合につきましては、分納という格好で、年金が入ってくる日に合わせて納めていただくですとか、あとは生活保護世帯につきましては生活保護費の受給後にお支払いいただくとかというような相談をいただいた場合には、そういうような措置を取っております。

○議長（武田 勝君） 5 番櫻井肇議員。

○5 番（櫻井 肇君） 予算書の添付の中でも、長期の滞納はないという意味のことが記載をされております。ですから、そんなには長くはないと思いますが、大体水がなければ生活できないんですから、ほかをそんなに払わなくても水代だけは払うということで、払ってもらうのは当然当たり前のことですから滞納していいということにはなりません、ただ生保世帯はいいんですが、いわゆるボーダーラインのところが最近増えてきているんですね。この辺のところを企業団としては直接徴収のほうは関与しないわけですが、そして同時に今お聞きしたところ、できる限りのことはやっているということはお聞きいたしました、さらにこういう生活状況の中ですから、このボーダーラインのところの給水停止は慎重にするという努力は必要ではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） お答えいたします。

先ほど企業長の答弁にもございましたが、なかなか現場の担当者がその世帯が生活困窮世帯であるかというところを見極めるというのはやっぱり非常に難しいというところでございまして、それを構成市町の福祉担当、または我々のほうに報告、通報すべきかということを見分けるのは簡単なことではないというところの伺っております。なので、例えば高齢者世帯とかにつきましても、見守りネットワーク等の協定もございしますので、給水停止の場合は一般の方よりもより慎重に対応しているところでございますし、そういう場合につきましては構成市町の福祉部門と連携を取りながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（武田 勝君） 以上で、5 番櫻井肇議員の質問を終結いたします。

日程第 6 議案第 1 号 岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（武田 勝君） 日程第6、議案第1号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第1号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、労働安全衛生法第13条に規定される産業医を非常勤特別職として任用するため、必要な事項を定めるものであります。

なお、施行日は、令和2年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（挙手する者なし）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（挙手する者なし）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 令和2年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

○議長（武田 勝君） 日程第7、議案第2号、令和2年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第2号、令和2年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

初めに、予算第2条、業務の予定量について申し上げます。

給水戸数は9万3,700戸を予定しており、前年度当初予算と比較して2,200戸の増加を見込ん

でおります。

年間総配水量は2,347万3,757立方メートルを予定しており、前年度当初予算と比較して23万9,186立方メートルの減少を見込んでおります。

主要な建設改良事業であります。原水及び浄水施設整備事業を4,239万2,000円、配水及び給水施設整備事業を4億6,476万1,000円、水道広域化促進事業を25億1,880万4,000円、危機管理センター整備事業を8,379万8,000円とし、それぞれ実施しようとするものであります。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益を66億4,644万3,000円、水道事業費を64億6,754万8,000円としております。

詳細は、21ページ以降の予算事項別明細書に記載しておりますので、21ページをお開き願います。

水道事業収益のうち、給水収益は51億8,036万2,000円であり、有収率を令和2年度KPI目標値である86.7%と見込み積算しております。また、片寄配水池に小水力発電設備を整備したことから、新たに営業外収益の雑収益に小水力発電売電収入を見込んでおります。

22ページをお開き願います。

水道事業費では、原水及び浄水費には、主なものといたしまして、委託料に各浄水場の運転管理業務委託のほか、修繕費、動力費など施設の維持管理費を計上しております。

23ページの配水及び給水費には、主なものといたしまして、委託料に漏水調査及び漏水修繕業務委託、修繕費に老朽管更新に伴う給水管切替え工事を計上しております。

24ページをお開きいただきまして、業務費には、委託料の料金徴収業務委託のほか、水道料金収納に係る経費を計上しております。

そのほかの収益及び費用の内容につきましては、ここに記載したとおりであります。

1ページにお戻り願います。

予算第4条、資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入を23億8,510万9,000円、2ページをお開きいただきまして、資本的支出を47億3,253万3,000円としております。

詳細は26ページ以降に記載しておりますので、26ページをお開き願います。

資本的収入の主な内容は、建設改良等企業債10億180万円、構成市町出資金5億8,167万円、国庫補助金6億7,510万円であります。

27ページの資本的支出であります。建設改良費のうち、原水及び浄水施設整備費には、主なものといたしまして、工事請負費に北上川浄水場管理棟耐震工事を計上しております。

また、配水及び給水施設整備費には、工事請負費に配水管の移設補償工事等を計上しており

ます。

水道広域化促進事業費には、北上市の大槻地内の配水管布設工事、花巻市の山の神諏訪線配水管布設工事、紫波町の長岡地区施設再編事業のほか、老朽管や経年施設の更新工事等を施行しようとするものであります。

危機管理センター整備費には、委託料に設計業務委託を計上しております。

営業設備費には、公用車ほか水質検査機器等の取得費を計上しております。

そのほかの収入及び支出の内容につきましては、ここに記載しているとおりであります。

以上の結果、1ページの予算第4条にお戻りいただきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は23億4,742万4,000円ですが、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億9,708万7,000円と、過年度分損益勘定留保資金21億5,033万7,000円で補填しようとするものであります。

2ページをお開き願います。

予算第5条、債務負担行為であります、漏水調査等業務委託、高円万寺浄水場緩速ろ過池・調整池更新工事の2件について、期間及び限度額をそれぞれ設定するものであります。

予算第6条、企業債であります、配水整備及び浄水設備事業として10億180万円を限度額とするものであります。

予算第7条、一時借入金であります、5億円を限度額とするものであります。

予算第8条、予定支出の各項目の経費の金額の流用につきましては、3ページに進みまして、第9条に定める経費であります職員給与費及び交際費以外の同一款内の間の流用をすることができるとするものであります。

予算第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります、職員給与費及び交際費につきましてそれぞれ記載しております。

なお、職員給与費につきましては、9ページ以降の給与費明細書のとおりであります、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして様式を一部変更しております。

予算第10条、構成市町からの補助金につきましては1,263万円とし、国が定める繰り出し基準に基づき算出される企業債利息と児童手当の支給に対する繰出額を記載しております。

予算第11条、棚卸資産購入限度額につきましては8,287万2,000円とし、水道メーター及び修理用資材の購入に充てるものであります。

続きまして、お手元にお配りしております令和2年度キー・パフォーマンス指標項目の設定についてを御覧ください。

本年度は、この水道マネジメントシステムにより設定したキー・パフォーマンス指標、いわゆるK P I の令和2年度目標値を達成するための施策を講じてまいります。合計15項目のK P I 指標のうち、予算に関連する主なものについて御説明いたしますと、総務課の1番及び2番につきましては、職員1人当たりの研修時間の目標を、内部研修時間につきましては8.1時間、外部研修時間は19時間とし、職務遂行に必要な知識や技能の取得、能力の向上を図ることとしております。

次に、経営企画課の4番、給水収益に対する企業債残高の割合につきましては、他団体と比較して格段に数値が高い状況にあることから458.1%を目標とし、企業債の借入額が償還額を上回らないよう取り組むこととしております。

2枚目を御覧いただきまして、給配水課の8番、有収率につきましては、86.7%を目標とし、漏水調査の実施と早期修繕、または老朽管更新により有収率の向上に努めてまいります。

次に、工務課の10番、管路の更新率でございますが、これは管路延長に対する更新された管路延長の割合を示すものでありますが、令和2年度に予算計上した事業と令和元年度から繰越しが見込まれる事業を合わせまして0.92%を目標に、管路の更新工事に取り組んでまいります。

最後に、11番、管路の耐震管率でございますが、これは管路延長に対する耐震管延長の割合を示すものでありますが、17.3%とし、令和元年度見込み値16.3%から1ポイント増を目標に取り組んでまいります。

4枚目のマネジメントレビュー用語解説には、各K P I の解説と目標値の算出根拠及び他団体比較を掲載しております。

以上、令和2年度予算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 5番櫻井肇でございます。

2点伺いをいたします。それはいよいよ予算化されます危機管理センターについて、それから会計年度任用職員について、この2点でございます。

まず危機管理センター、いよいよ8,400万円ほどの設計業務委託ができています、先ほどのお話で2月21日の入札ということですが、何者、あるいは何企業体に案内しているものなのか。そして、それは県内、市内、あるいはそれ以外というふうに分けてお答えいただければありがたいですが、いかがでしょうか。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） ただいまの御質問にお答えいたします。

危機管理センターの業務委託につきましては、企業団の圏域内に本店、支店、営業所のある事業所に対しまして、当然そういう業務に必要な資格であるとか、そういった条件を付して公告をしておりますが、圏域内で該当になる業者数はおおむね10者程度と考えております。

○議長（武田 勝君） 5 番櫻井議員。

○5 番（櫻井 肇君） できるだけ地元事業所という御努力には御了解をいたしました。

2 つ目にですが、これは9 ページです。給与費の明細書がございますが、ここに会計年度任用職員について、言うまでもなく、これは手当も支給するということになるわけなんです、そうしますと以前にもお聞きしたことがあります、あるいは若干今数字が違ってきているかもしれません。前年対比でどれぐらいの増となるのか、お伺いします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） お答えいたします。

前回10月の議会定例会では1,000万ほど増えるというような御説明をしておりました。今回につきまして、令和2年度当初予算で見込みました会計年度任用職員の人数は19名としてございます。これは令和元年度当初予算に見込みました臨時非常勤職員と比較しまして1名減となっております。加えまして、4か月の短期間の臨時職員、または短期間の作業員の賃金等につきましても、今回減とさせていただきました。さらに来年度は会計年度任用職員初年度ということで、6月に支給いたします期末手当の期間率が本来1というところが0.3というところでございます、これらの結果といたしまして総額4,673万7,000円を見込んでおりますが、元年度と比較いたしまして243万4,000円の増となっております。

○議長（武田 勝君） 5 番櫻井肇議員。

○5 番（櫻井 肇君） 243万円ほどの増となるということですが、そうしますとこの金額をお聞きしますと、企業団の内部でこれは処理できる額というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） 議員おっしゃるとおり、令和2年度につきましては水道事業経営における影響は少ないというふうに捉えております。

しかしながら、令和2年度は制度初年度ということで6月支給分の期末手当の期間率が少ないのでございまして、令和3年度以降につきましてはこの期間率も変わってくると予想されますから、令和3年度以降についても、また経緯を見ながら縮減、企業努力をしていきながら、極力影響が少ないように対応していきたいと考えております。

○議長（武田 勝君） 2 番若柳良明議員。

○2 番（若柳良明君） お尋ねをいたします。

期末手当の1年間の支給率は、前に決まっているとは思いますが、念のためお尋ねをいたします。何か月でしょうか。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） お答えいたします。

会計年度任用職員の期末手当の率でございますが、一般の職員と同じとしてございます。

1. 3月、これを6月と12月の2回ですので、年間では2. 6月ということになります。

○議長（武田 勝君） 4 番平野明紀議員。

○4 番（平野明紀君） ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、予算書の2 ページのところの債務負担行為について教えてください。

漏水調査等業務委託、令和2 年度から令和5 年度までで3 億1, 700 万余りという金額ですが、複数年契約ということなのか、今までと変わるところがあるのかということをおちょっと教えてください。あともう一点、K P I のほうについてですけれども、3 ページ目のところ、浄水施設の耐震化率のところについて、この数字について、さっき浄水能力から見た耐震化率のパーセンテージだということの説明がありましたけれども、たしか今年度、北上川浄水場が耐震の関係で何らかあったかと思いますが、これは北浄についてはここは耐震化されていないという率に入っているのかということと、令和7 年度の目標値が51. 1%ということになっているんですけれども、これは北上川浄水場がどのような扱いになっているのかをおちょっと教えてください。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 漏水調査業務委託の債務負担の件に関しては、どうしても単年度契約であれば入札準備をして4 月1 日の入札をして契約、そしてそれから準備ということで、1 か月、2 か月スタートが遅れてしまいますので、3 か年契約することによって4 月から現場に入れるような状態をつくりたいということで、3 か年の3 地区を契約を結びたいということで上げております。以上です。

○議長（武田 勝君） 浄水課長。

○浄水課長（及川賀生君） 平野議員の御質問にお答えします。

K P I の浄水施設の耐震化率についてでございますが、令和元年度4. 93%の耐震化率でございますけれども、これには北上川浄水場の耐震工事は含まれてはございません。今回耐震化工

事をするのは施設の管理棟のみということですので、これは浄水施設全てについて耐震化された場合の率でございますので、耐震化率には反映されてはございません。また、令和7年度の51.1%の目標でございますが、これにつきましてはただいま企業団で行っております施設の統廃合を絡めた数値でございますので、北上川浄水場は企業局との関連もございますので、ちょっとその部分は見込めないということで、北上川浄水場の部分は含まれていない数字となっております。以上でございます。

○議長（武田 勝君） そのほかございませんか。（挙手する者なし）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。（挙手する者なし）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号、令和2年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について

○議長（武田 勝君） 日程第8、議案第3号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第3号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について、提案の理由を申し上げます。

令和2年3月31日をもって、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させようとするもの、及びこのことに伴う同組合規約の一部を変更することの協議について、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について

○議長（武田 勝君） 日程第9、議案第4号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第4号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について、提案の理由を申し上げます。

令和2年3月31日をもって、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うことの協議について、地方自治法第289条及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） 本日の会議は議事の都合により、会議時間を延長いたします。

これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 5時01分 休憩

午後 5時01分 再開

○副議長（若柳良明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで議長から特に発言を求められておりますので、この際これを許します。議長。

○議長（武田 勝君） 第17回議会定例会終了に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まずもって議員各位の御協力により、今期定例会に提案されました全議案の審議が無事終了しましたことにお礼を申し上げたいと思います。

御承知のように北上市議会議員の任期が本年3月31日をもちまして満了となり、現在の議員構成での企業団議会定例会は本日が最終となりました。引き続き出馬される各位におかれましては、万全の体制の下に全員が当選なさることを願うものであります。

この4年間の議会運営に御協力を賜りました議員各位及び企業長を初めとする構成団体の市長、町長、職員の皆様、企業団職員の皆様に衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、かねてよりその整備が急務とされております危機管理センターについて、昨年、念願の整備基本計画が策定され、当企業団の危機管理体制の強化に向けて一步前進する場面に議長として関わる機会を頂きましたことに改めまして感謝申し上げます。

当企業団も統合して6年が経過しようとしています。施設の老朽化や社会経済状況の変化に伴い、水道事業を取り巻く環境はまだまだ厳しいものがございます。本日御参会の皆様方の御活躍により、岩手中部水道企業団創立の所期の目的が達成されますよう御祈念申し上げ、任期最後の議会閉会に当たっての御挨拶といたします。

○副議長（若柳良明君） 暫時休憩いたします。

午後 5時05分 休憩

午後 5時05分 再開

○議長（武田 勝君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第17回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 5時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 武 田 勝

岩手中部水道企業団議会議員 熊 谷 浩 紀

岩手中部水道企業団議会議員 横 田 忍

